津波災害警戒区域の公示に係る図書

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難体制の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）を小数点以下第二位で切上げて表示しています。（下図参照）

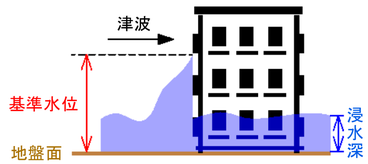

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成31年度から令和6年度に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和7年7月から令和 7年10月に刊行された基盤地図情報をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：メートル）
市町名	笠岡市
図面番号	335

N

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 459）

0 50 100 200 300 m

縮尺 1:2,500